



厚生労働省

岩手労働局 花巻労働基準監督署

Press Release

花巻労働基準監督署  
令和6年10月17日

労働災害防止関係団体 各位

【照会先】

花巻労働基準監督署  
署長 熊谷 久  
安全衛生課長 武藤 慶蔵  
電話 0198-20-2301

## 令和6年9月末現在の労働災害発生状況を公表します

### 1 当署管内の労働災害発生状況（令和6年9月末現在）

令和6年（1月から9月）に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は、**219人**（前年同期比-50人、-18.5%）となっています。死亡者数は**3人**で、前年同期より2人減少となっています。

業種別では「道路貨物運送業」が最も多く31人（前年同期比-3人、-8.8%）、次いで「小売業」が20人（-12人、-37.5%）、12人で「社会福祉施設」（-17人、-58.6%）「その他の保健衛生業」（+4人、+50%）と続いています。

事故の型別では「転倒」が58人で全体の26.5%、「動作の反動・無理な動作」が35人で全体の16%、「墜落・転落」が28人で全体の12.8%を占めています。

### 2 建設業における労働災害発生状況（令和6年9月末現在）

建設業で令和6年（1月から9月）に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は37人（前年同期比-6人、-14%）となっています。

工事の種類別では「土木工事」が10人（前年同期比-6人、-37.5%）で最多、次いで「木造家屋建築工事」が9人（+1人、+12.5%）となっています。

事故の型別では「墜落・転落」が13人と全体の35.1%を占めています。

### 3 岩手労働局管内の労働災害発生状況（令和6年9月末現在）

別添の岩手労働局公表のプレスリリースをご覧ください。

#### 4 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます

「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令」が令和6年3月18日に公布、令和7年1月1日より施行となります。

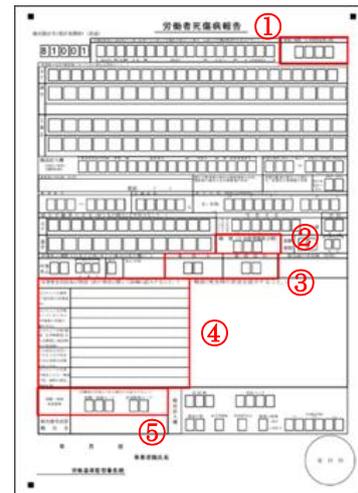
改正事項は主に次の2点です。

##### (1) 労働者死傷病報告の報告事項の見直し

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、事業者は所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

上記報告における主な改正項目は、以下の5つです。

- ①事業の種類  
→日本標準産業分類の細分類より選択
- ②被災者の職種  
→日本標準産業分類の小分類より選択
- ③傷病名及び傷病部位  
→該当する傷病名及び傷病部位を選択
- ④災害発生状況及び原因  
→5段構成の記入欄に記入
- ⑤国籍・地域及び在留資格  
→該当する国籍・地域及び在留資格を選択

A screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Red boxes and numbers 1 through 5 highlight specific areas: 1. Industry type selection box; 2. Job type selection box; 3. Injury name and location selection box; 4. Disaster occurrence and cause input area; 5. Nationality, region, and residence status selection box.

##### (2) 電子申請の原則義務化

労働者死傷病報告のほか、労働安全衛生関係法令に定める以下の報告について電子申請が義務化となります（当面の間、電子申請が困難な場合は書面による申請も可能です）。

- ・総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告

上記報告に当たっては、『労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス』をご活用いただくことで、画面から入力した情報をe-GoV（電子政府の総合窓口）を介して直接電子申請することが可能です（電子申請を利用する場合、e-GoVアカウント又はGビズIDの取得が必要です）。



改正の詳細につきましては  
厚生労働省 HP をご覧ください→

